平成２９年（フ）第３３９号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目15番15号　さくらヒルズ唐湊壱番館402号
債務者　服部　　亨
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１９１７号
大阪市西区靭本町２丁目２番21―605号
債務者　木佐貫　勝
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２３号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目３番28―607号、前住所大阪市鶴見区今津中２丁目５番２―301号
債務者　高田　幸男
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８４１号
大阪府高槻市天川新町19番７号
債務者　小林　七恵
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９４１号
大阪府門真市御堂町10番12―２Ａ号
債務者　義　　卓也
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７８号
大阪市北区大淀南２丁目６番13―1103号
債務者　長谷川清美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１８号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目５番地の９（301）
債務者　福島タイルこと　福島　正吾
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２８号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目８番12号　陽だまり　505、前住所愛知県知多郡美浜町河和台２丁目104番地　シャンテ美浜Ｂ棟202号
債務者　山下　鎮也
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２０１号
大阪市此花区梅香２丁目７番11―202号
債務者　高野一樹こと　髙　　一樹
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７２号
大阪府寝屋川市春日町14番23号（１号）、前住所大阪府寝屋川市春日町18番７号
債務者　斎藤　公住
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４５２号
大阪府大東市御供田１丁目16番20号
債務者　玉置　義之
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２７号
大阪市住吉区清水丘２丁目11番20号　アップルコート　303号
債務者　大山　敬子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２８号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38―207号、前住所大阪府守口市南寺方東通５丁目22番31―Ａ404号
債務者　古川　祐介
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２９号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38―207号、前住所大阪府守口市南寺方東通５丁目22番31―Ａ404号
債務者　古川　妙子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６４９号
大阪府東大阪市御厨南２丁目６番39号マリオンコート203号
債務者　佐古　廣昭
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６５７号
大阪府門真市宮野町13番15号
債務者　井口ちづ子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部